

## オリンピック・パラリンピック調査チームについて

### 都政改革本部について

#### □設置目的

都民ファーストの都政の実現に向けた改革を推進するため

#### □所掌事項

- ・都政の課題についての実態調査及び評価、課題の整理及び改善策の検討に関すること
- ・その他本部長が必要と認める事項に関すること

#### □位置付け

私的諮問機関ではなく、知事を本部長とし、副知事及び各局長等を本部員とする、全庁横断型の都庁内部の会議体

### 特別顧問等について

#### □特別顧問等の身分

地方公務員法第3条第3項第3号に規定する特別職の非常勤職員

#### □特別顧問等の任命

- ・特別顧問及び特別参与：東京都顧問の職にある者の中から知事が任命
- ・特別調査員：高度の専門的知識を有する者の中から知事が任命

#### □特別顧問等の職務

本部長である知事の命により、改革本部において以下の職務を行う。

- ・特別顧問：政策的見地から都政の課題についての実態調査及び評価、並びに課題の整理及び改善策の検討を行う。
- ・特別参与：技術的又は専門的な見地から都政の課題についての実態調査及び評価、並びに課題の整理及び改善策の検討を行う。
- ・特別調査員：特別顧問又は特別参与が行う職務を補佐する。

※本部の活動に従事した場合、「非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例」に基づき、従事時間に応じて報酬が支給される。

### オリンピック・パラリンピック調査チームについて

#### □調査チームの位置付け

オリンピック・パラリンピック関連の予算や準備体制、工程表の妥当性などについて調査及び評価、並びに課題の整理及び改善策の検討を行い、本部長である知事に助言・提言する、特別顧問等によって構成されるチーム。

※平成28年9月29日の第2回都政改革本部会議で提出された、「オリンピック・パラリンピック調査チームによる調査報告書」は、調査チームの特別顧問等が考え方をまとめ、本部長である知事に提言したものである。